

山 口 県 報

令和7年
12月2日
(火曜日)

目 次

○公告

公共測量の実施の終了（五件）（監理課）



（二二一）公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、周南市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和7年12月2日

山口県知事 村岡嗣政

- （二二二）公共測量の実施の終了
- （二二三）公共測量の実施の終了
- （二二四）公共測量（3D都市モデル作成）
- （二二五）作業の期間
- （二二六）作業の地域
- （二二七）周南市

第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局山陰西部国道事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和7年12月2日

山口県知事 村岡嗣政

- 一 作業の種類
公共測量（基準点測量、水準測量及びUAVレーザ測量）
- 二 作業の地域
長門市三隅中

三 作業の期間

令和6年6月17日から令和7年1月27日まで

三 作業の期間

- 一 作業の種類
公共測量（基準点測量及び水準測量）
- 二 作業の地域
長門市仙崎、東深川及び三隅下

三 作業の期間

令和6年6月24日から令和7年1月25日まで

一 作業の種類

- 一 公共測量（基準点測量及び水準測量）

二 作業の地域

長門市三隅下

三 作業の期間

令和6年7月1日から令和7年2月25日まで

一 作業の種類

- 一 公共測量（基準点測量、水準測量及びUAVレーザ測量）

二 作業の地域

長門市三隅中及び三隅下

三 作業の期間

令和6年7月8日から令和7年2月27日まで

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

一 作業の種類 公共測量（空中写真測量）	令和六年七月十六日から令和七年二月二十五日まで
二 作業の地域 長門市	
三 作業の期間 長門市三隅中	
一 作業の種類 公共測量（数値地形図データ作成）	令和六年九月二十五日から令和七年二月二十七日まで
二 作業の地域 作業の地域	
三 作業の期間 長門市仙崎、東深川及び三隅下	
一 作業の種類 公共測量（UAVレーザ測量）	令和六年九月二十五日から令和七年二月二十五日まで
二 作業の地域 作業の地域	
三 作業の期間 長門市仙崎、東深川及び三隅下	
一 作業の種類 公共測量（UAVレーザ測量及び数値地形図データ作成）	令和六年九月二十五日から令和七年二月二十五日まで
二 作業の地域 長門市三隅下	
三 作業の期間 長門市三隅下	
令和六年十月十五日から令和七年二月二十五日まで	

(二二三) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、下関農林事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和七年十二月二日

山口県知事 村岡嗣政

一 作業の種類
公共測量（基準点測量）

二 作業の地域
下関市豊田町大字八道

三 作業の期間
令和六年九月十七日から令和七年二月二十八日まで

(二二四) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、下松市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和七年十二月二日

山口県知事 村岡嗣政

一 作業の種類
公共測量（基準点測量）

二 作業の地域
下松市瑞穂町二丁目

三 作業の期間
令和六年十一月七日から令和七年一月三十一日まで

(二二五) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和7年12月2日

山口県知事 村岡嗣政

一 作業の種類
公共測量(基準点測量)二 作業の地域
山口市徳地伊賀地及び防府市大字佐野三 作業の期間
令和6年12月13日から令和7年2月14日まで一 作業の種類
公共測量(基準点測量、水準測量及び河川定期縦横断測量)二 作業の地域
山口市及び防府市三 作業の期間
令和7年1月7日から同年2月28日まで

令和七年十二月二日発行

発行
行人所

山口県知事